

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件
平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件

九州電力(株)の答弁書の各認否に対して求釈明を求める理由

2013(平成25)年5月17日

鹿児島地方裁判所 民事 第1部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	森	雅美
同	弁護士	板井	優
同	弁護士	後藤	好成
同	弁護士	白鳥	努



原告らは、2013(平成25)年5月14日付け「九州電力(株)の答弁書に対する求釈明」を提出したが、その「第2 被告九州電力に対する求釈明事項」という項目において一般的な求釈明をしていることの他に、「第3 訴状の請求原因の『第3 原発事故による権利侵害の甚大性・広汎性』に対する被告九州電力の認否について」以下において、被告九州電力の答弁書の各認否に対する求釈明を行っているが、その必要性、理由について、以下、補充する。

- 1 被告九州電力の答弁書における、原告らの「請求の原因」に対する認否をみると、その大半の認否において、「不知または否認」との認否の仕方がなされている。

即ち、原告らが請求原因において主張する事実の中には、例えば、原告らが放射線の作用としてのアルファ線・ベータ線・ガンマ線の一般的作用を述べている常識的事実、福島やチェルノブイリの原発事故に伴う放射線の影響の問題に関してすでに公表されている事実、被告九州電力自身も汚染地域と認める福島第一原発周辺における農産物の汚染事実等も含まれているが、被告九州電力は、これらの事実についても、ことごとく「知らないし否認」としているのである。

このように、被告九州電力は原子力発電事業を営む事業者としては当然に知悉あるいは調査していなければならないと考えられる事実についても、まともな認否をしようとしていない。

以上のように、原発の関係者であれば当然に知っているはずの原発と原発事故に関する諸事実の多くについても、被告九州電力が本当に何も知らないというのであれば、それだけで被告九州電力には原子力発電事業を行う資格はないというべきであり、そのような電力事業者は直ちに原発の操業から撤退すべきである。

- 2 原告らは、長年原発事業に携わり今後も原発操業に執念を燃やしている被告九州電力が、電力事業者にとっては今日の最大の関心事のはずである原発と福島第一原発事故に関する諸事実について十分な検討・調査をなしたことはないとか、従ってまた、原子力発電事業者として当然もつべき知識・認識を有していない等ということは、そもそもありえないと考えている。

にも拘らず、被告九州電力がその大半について「知らないし否認」という無責任な認否しかしないのは、電力供給という公的事業をまかされている被告九州電力の対応として極めて不誠実かつ無責任なものといわねばならない。

これは、原発推進のために、原発に関する国の公聴会において自社の社員に指示して賛成意見を出させるように工作する等の不正を行ってはばからない被告九州電力の悪しき体質を端的に示すものである。

3 しかし、被告九州電力が、このように本来原発事業者であれば当然に正確な認否ができるはずの多くの事実についても、その大半を「知らないし否認」のまま終始しようとするのは、いたずらに本訴訟の争点を広げ、審理の複雑かつ長期化を強いることになりかねないものであり、極めて不誠実な応訴態度といわねばならない。

そこで、原告らとしては、被告九州電力が「不知」もしくは「否認」とした原告ら主張事実のうち、原発の操業を行おうとする電力事業者として、当然に知悉又は認識していなければならないと考える多くの事項について、あらためて被告九州電力に対する求釈明を行なうこととしたものである。

被告九州電力は、本件訴訟の効率的かつ円滑な進行の観点からも、原告らが行う今回の求釈明に対して、一つ一つ誠実な釈明をなすべきである。

4 以上にも拘らず、被告九州電力が、原発を扱う電力事業者として当然知りえておかねばならない事項についてまでもあえて「不知」等とすることを貫こうとするのであれば、原告らとしては、このような被告九州電力の認否は、被告九州電力としての訴訟における公の回答として受け取る他ない。

しかし、そうであれば、原告らとしては、被告九州電力が原発問題についてその程度の認識・知識しかないことを公に明らかにした上で、そのような無責任な被告九州電力が、原子力発電事業者として原発を取扱う資格が全くないことを、裁判所のみならず、国や世論にも訴えていくことになるろう。

以 上